

SNA 解説

消費支出と貯蓄について

内閣府経済社会総合研究所
国民経済計算部 分配所得課長

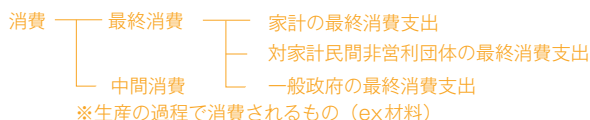
前原 庸司

1 消費とは

国民経済計算における「消費と貯蓄」について説明したいと思います。まず、国民経済計算の中では、「消費」は「中間消費」と「最終消費」に分かれます。「中間消費」は、消費のうち、生産者がその生産の過程で使うもので、「最終消費」は、中間消費以外のものです。例えば、工場で製品を作る際の材料や飲食店の料理の材料は「中間消費」になります。一方で、例えば各家庭や世帯で消費する食べ物や料理の材料として購入した商品は「最終消費」ということになります。料理の材料になる同じ商品でも、生産活動に使われるのか各家庭などで消費されるのかといった用途によって、中間消費になる部分と最終消費になる部分に分かれることになります。

また、国民経済計算の中では、生産や消費の主体として5つの「制度部門」(①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業含む)、⑤対家計民間非営利団体)がありますが、「最終消費」の主体となるのはこのうち3つ(③一般政府、④家計(個人企業含む)、⑤対家計民間非営利団体)のみです。なお、「一般政府」というのは、中央官庁等の中央政府と地方自治体等の地方政府等のことを指し、「対家計民間非営利団体」というのは、営利を目的としない私立学校や労働組合等が含まれます。また、一般的に企業(①非金融法人企業、②金融機関)は生産活動を行うことが目的なので、これらの制度部門の消費は国民経済計算上、中間消費として計上されることになります。

図表1 「消費」の内訳

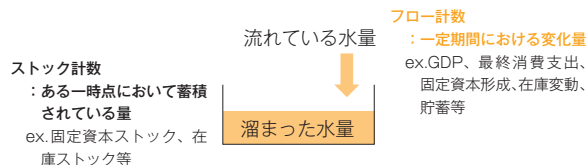


2 貯蓄とは

では「貯蓄」とはなんのでしょうか。貯蓄は、可処分所得(又は調整可処分所得)のうち、財貨・サービスの最終消費支出(又は現実最終消費)に費やされなかった部分で、簡単に言えば収入から支出を差し引いたものです。ただし、この「貯蓄」はいわゆるフローの概念であり、一定期間における変化量であることに

注意が必要です。「貯蓄」というと貯金がいくら溜まっているのかをイメージするかも知れませんが、そうではありません。以下の図は、「フロー」と「ストック」の概念を「流入する水」と「容器に溜まっている水」で示したもので、「フロー」の概念の貯蓄(流入する水)に対して、一時点の貯金額は「ストック」の概念(容器に溜まっている水)ということになります。なお、GDP(国内総生産)も一定期間(1年間や1四半期の間)に生産された付加価値なのでフローの概念です。

図表2 「フロー」と「ストック」の概念図



3 家計の可処分所得、雇用者報酬について

次に、皆さんの馴染みの深い制度部門である「家計」について少し細かく見てみます。家計の「貯蓄」は、「家計可処分所得」から「家計最終消費」を差し引いたものになります。「家計可処分所得」は、「雇用者報酬」、「営業余剰・混合所得」、「財産所得(純)」といった収入に対して、税金や社会保険料等の「所得・富等に課される経常税」及び「純社会負担」を控除し、社会保障給付等の「現物社会移転以外の社会給付」及び「その他の経常移転(純)」を加えたものとして算出されます。

なお、家計の「営業余剰・混合所得」には個人企業の利益の他に、「持ち家の帰属家賃」というものが含まれます。これは、実際には家賃の受払を伴わない「持ち家」について、通常の借家と同様のサービスが生産され消費されているものとみなして、国民経済計算の算定上、「生産」と「消費」の双方に計上されるものです。これを計上すると、「貯蓄率」や付加価値等が「持ち家の比率」に影響されにくくなり、持ち家の比率が異なる国同士の国際比較をする際にも役立ちます。また、貯蓄率等の算定においては、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度(企業年金や退職一時金)に係る純社会負担と社会給付の差額である「年金受給権の変動調整」を加味して算出されます。例えば、これらの掛金を負担した場合には、将来の年金受給権が増加し、その掛金額(=年金受給権の増加分)は「貯蓄」になるということになります。

図表3 家計可処分所得等の算定式

$$\begin{aligned}
 \text{家計可処分所得} &= \text{雇用者報酬} + \text{営業余剰・混合所得} + \text{財産所得(純)} \\
 &\quad - \text{所得・富等に課される経常税} - \text{純社会負担} \\
 &\quad + \text{現物社会移転以外の社会給付} + \text{その他の経常移転(純)} \\
 \text{家計貯蓄} &= \text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整} - \text{家計最終消費支出} \\
 \text{家計貯蓄率} &= \text{家計貯蓄} / (\text{家計可処分所得} + \text{年金受給権の変動調整})
 \end{aligned}$$

次に、家計の可処分所得の多くを占める「雇用者報酬」について説明したいと思います。雇用者報酬は、付加価値のうち、雇用者に分配される部分と捉えることができます。この「雇用者」の範囲は、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除く全ての者です。「雇用者」には、通常「雇われている人」としてイメージする社員、従業員、パート・アルバイト等に加えて、法人企業の社長等の役員や、公務員、議員等も含まれます。なお、個人事業主と無給の家族従業者に分配される部分は「雇用者報酬」ではなく、「営業余剰・混合所得」に計上されます。

また、「雇用者報酬」は、「賃金・俸給」と「雇用主の社会負担」に分けられます。「賃金・俸給」には、賃金、ボーナス、役員報酬、現物給与などが含まれ、「雇用主の社会負担」には、各種の社会保険料のうちの使用者負担分の他、企業年金への事業主の拠出額、退職一時金の支給に必要となる勤務費用等が含まれます。なお、多くの社会保険制度は労使折半等で労働者と使用者の双方が保険料を負担する仕組みとなっており、この労働者負担分については「賃金・俸給」に含まれます。したがって、労使双方の社会保険料が雇用者報酬には含まれており、また、所得税等の税金についても差し引く前の金額です。「雇用者報酬」は「手取りの報酬額」ではなく「額面の報酬額」に近いものです。以上のことから「雇用者報酬」は、狭義に雇用者の報酬というよりも少し広く雇用にかかるコストと捉えると直感的に理解がしやすいかも知れません。

また、雇用者報酬は基本的に「人数」×「一人当たり金額」に分解されるため、人数と一人当たり金額の双方の影響があります。昨今では雇用者数と一人当たり金額の双方が雇用者報酬の増加に寄与しています。

図表4 雇用者報酬の範囲

〈雇用者の範囲〉(イメージ)

雇用者 (社長、役員、社員、公務員、議員等々) 6,076万人	個人事業主 512万人	無給の家族従業者 126万人
------------------------------------	----------------	-------------------

※人数は労働力調査(2023年平均)の値

〈雇用者報酬の内訳〉(イメージ)

雇用者報酬296.4兆円	
賃金・俸給250.6兆円	雇主の社会負担45.8兆円

※金額は2022年度の値

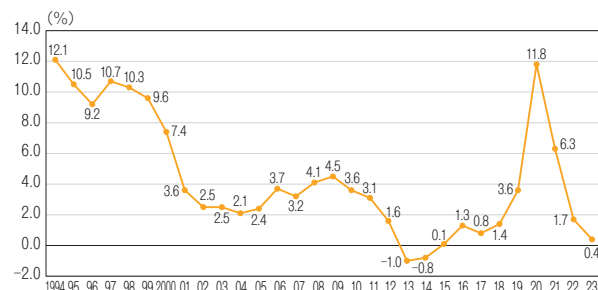
4 家計可処分所得・家計貯蓄率の四半期速報(参考系列)について

国民経済計算部では、国民経済計算(GDP統計)の参考系列として、経済全体(マクロ)の家計貯蓄率等を公表しています。最後に、この家計可処分所得・家計貯蓄率の四半期速報(参考系列)について説明したいと思います。

下記は、1994年度以降の家計貯蓄率の推移を示したものです。これを見ると家計貯蓄率は長期的には減少傾向にあり、高齢化等の人口構成の変化や社会・生

活様式の変化も影響していると考えられます。また、2020年度は1人あたり10万円が給付された特別定額給付金の影響もあり一時的に貯蓄率が11.8%と大きく上昇していることなども見て取れます。

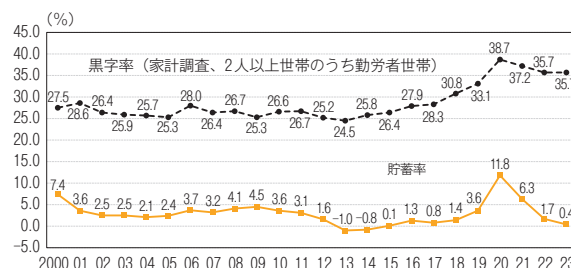
図表5 家計貯蓄率の推移



なお、この貯蓄率と類似の統計数値として、家計調査が公表している「黒字率」があります。この「黒字率」は家計調査の結果の可処分所得に対する黒字の割合として算出されます。次のグラフは、「貯蓄率」と家計調査の「黒字率」を並べてみたものです。両者を比較をすると増減の傾向はおおむね同じですが、「黒字率」の方が水準が高くなっています。これは、算定する対象(世帯)の違いによるものです。以下で示した家計調査の黒字率は「二人以上世帯の勤労者世帯」に関するもので、単身世帯や無職の世帯を含んでいないことから黒字率が相対的に高くなっています。一方で、「貯蓄率」は一国全体を対象にしていることから、「黒字率」に比べて相対的に低くなっています。

この差は、単純に統計表の見る場所を間違えているというわけではありません。各種統計等における数値は、その数値の趣旨や調査の手法・設計等にもよって対象等が異なることがあり、各種統計数値を見る上で、注意する必要があります。その一方で、異なる数値を比較検証できるということは、その数値の本質を理解する上でも有用です。こういった点にも注意・留意の上、各種の数値を見ていただけると良いのではないのでしょうか。

図表6 家計調査の黒字率との比較



前原 庸司(まえはら ようじ)